

欧州現地調査報告

大杉豊

小林昌之

西滝憲彦

調査の目的

- フィンランドの手話に関する法的な状況と社会への波及効果について調査する。
- フィンランドの手話言語法(個別法)制定に向けた取り組み状況を調査する。
- ヨーロッパ全体の手話に関する法的な状況に関する情報をEUDより収集する。

調査の日程

- 5月22日 (出発 ヘルシンキに到着)
- 5月23日 WFD 法務省 ユバキュラ大学
- 5月24日 乳幼児教育 手話政策 FAD
- 5月25日 言語計画 手話通訳
- 5月26日 手話研究所 (ブダペストに移動)
- 5月27日 EUDシンポジウム 二名にインタビュー
- 5月28日 (ヘルシンキに移動)
- 5月29日 (足止め)
- 5月30日 (帰国)



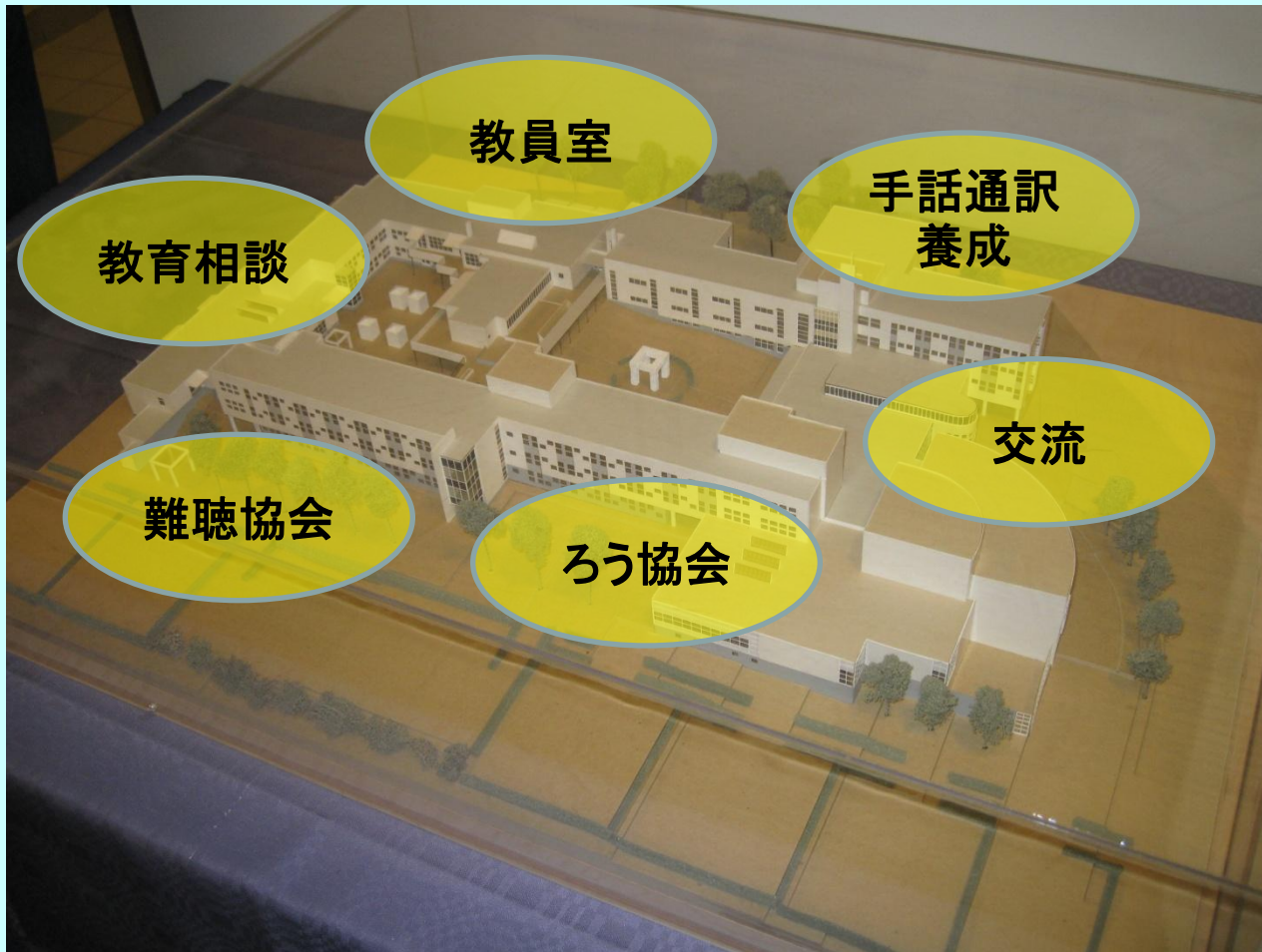
ヨキネン氏に扇子を贈呈する西滝委員

フィンランドの概要

	日本	フィンランド
国土面積	378,000km ²	338,145km ²
人口	1億2728万人	532万人
GDP	34千ドル(1人あたり)	36千ドル(1人あたり)
民族構成	日本人 98.5% アイヌ人0.002%(20万人)	フィン人 93.4% スウェーデン人 6% サーミ人 0.1% ロマ人0.1%
手話を使うろう者	5万人(0.04%) (厚生労働省)	4千~5千人(0.09%) (法務省)
手話通訳者	2827名(通訳士合格者)	900名ほど(学科修了者)

※手話使用者 10000~14000人

フィンランド聴覚障害者センター



フィンランドの法律 (1)

1978年	手話通訳研修開始
1979年	手話通訳経費の国負担が始まる
1987年	サービス支援に関する法律(手話通訳)
1992年	患者の地位と権利に関する法律(手話通訳)
1995年	憲法で「手話」が言語として認知される (1995年社民党政権、2000年新憲法)
1996年	言語法、言語研究所政令に手話が追加される
1997年	手話委員会が設立される(場所はFAD)
1998年	基礎教育、高等教育、職業教育の法律に手話使用が明記される。

フィンランドの法律 (2)

2000年	社会福祉サービス法
2003年	国籍法で帰化条件にフィンランド手話が明記される
2003年	言語法で「手話」の報告が義務化される
2010年	障害者のための通訳法制定
2010年	FADと言語研究所が「フィンランド手話の言語政策プログラム」を発表
2011年	法務省が「手話使用者の言語権」報告を発表
その他	司法手続法、著作権法、行政手続法、メディア関連法

フィンランド憲法第17条 (言語条項)

- *Section 17 - Right to one's language and culture*
 - The national languages of Finland are Finnish and Swedish.
 - The right of everyone to use his or her own language, either Finnish or Swedish, before courts of law and other authorities, and to receive official documents in that language, shall be guaranteed by an Act. The public authorities shall provide for the cultural and societal needs of the Finnish-speaking and Swedish-speaking populations of the country on an equal basis.
 - The Sami, as an indigenous people, as well as the Roma and other groups, have the right to maintain and develop their own language and culture. Provisions on the right of the Sami to use the Sami language before the authorities are laid down by an Act. The rights of **persons using sign language** and of **persons in need of interpretation or translation aid owing to disability** shall be guaranteed by an Act.

手話使用者等の権利

- 憲法第17条(言語)第3項:「手話を使用する人、および障害のゆえに通訳または翻訳の援助を必要とする人の権利は、法によってこれを保障する。」
- 基本的権利に言語権が含まれている

公用語と認知言語

- フィンランド語とスウェーデン語が公用語
- サーミ語(三種類)、ロマ語、手話(二種類)は認知されているが、法的手続きなどでは公用語のみ
- サーミ語、ロマ語の通訳は司法場面以外では保障されていない。手話の通訳は保障されている。

フィンランドの手話通訳

- 2010年「障害者のための通訳法」
- 派遣対象の制限なし(「マリファナOK」と例が出された)
- 派遣時間の上限はないが、最低限はある。180時間

- FADの通訳養成は1978年から
- 職業訓練専門教育(4年制)で手話通訳を養成(1986年ぐらいから)

- 資格制度はない
- 雇用状況は調査なし
- テレビ番組は字幕のみ法制化(EU指令による)。よって手話通訳の挿入は政府では必要度が低いとされている。

手話の言語政策プログラム

2010年 言語研究所＋FAD

- 個別法の制定を目指す。(特に幼児の言語権保障、手話教育、手話による情報提供の徹底)
- 個別法のモニタリング制度を確立する。
- 自治体の手話にかかる基本サービスの徹底を図る。
- 手話研究の発展を促す。
- 国連「障害者権利条約」の反映を促す。

【目次】

- フィンランドの手話コミュニティ
- フィンランドにおける手話使用者の言語権
- 手話使用
 - 幼児期
 - 手話使用者と学校
 - 通訳
 - 職業生活における手話使用者
 - サービスと手話
 - 手話を使った文化的なサービスの増加
 - 手話使用者の情報チャンネル
 - 言語計画と研究
- 2010年～2015年のフィンランド手話言語政策プログラム

手話使用者の言語権に関する報告

2011年 法務省

- 法務省内に新セクション設置(言語権の促進と観察;法律に定められた報告作成)
- 報告書(全49頁)は基本権と人権を基礎とする。
- 手話使用者の言語権の実現に不可欠な課題を検討:
 - 幼児期、指導、教育、調査・文化、通訳、コミュニケーション等。
 - フィンランド・スウェーデン手話、移民ろう者も調査対象に。
- 調査結果:
 - 行政部門によって対応が異なる。必ずしも憲法の問題に則っていない。権利とサービスは、言語・文化集団としての権利ではなく、聴覚に障害があることを根拠に提供されている。

フィンランドの教育

- ユバキュラ大学に手話使用者のための手話使用児対象(一般校)教員養成プログラムがあった。現在は手話学科に統合。このプログラムではろう学校の教員にはなれない。なれても任期教員。(つまりろうの教員は少ない)
- ろう学校在籍児童が少なくなっている。
- 医師の壁が厚い。医師推薦があれば親が手話学習を無料でできる制度があるが・・・
- フィンランドとしてオンブズマン委員会あり。手話を使う子どもの権利を重視。子どもに直接質問する方法の調査もあり。

フィンランドのまとめ

- 基本的権利に含まれる手話使用者の権利
- 多言語的な状況
- 言語性と福祉性の両立
- 手話言語法制定の機運
- 人工内耳装用児の急増への対応遅れ

EUDの組織

- 世界ろう連盟と連携した組織・活動
 - 欧州連合(EU)諸国+アイスランド、ノルウェー、スイスの30カ国
 - 各国固有の手話を使う権利の認知
 - 情報・コミュニケーションを通じたエンパワメント
 - 教育と雇用における平等
- EU、欧州評議会(CoE)と密接な関係
- EU諸国以外の欧州国とも関係を持つ
 - アルバニア、マケドニアなど
- ヨーロッパ議会(EP)の後援を受けて、2010年11月19日に「手話の法制に関するシンポジウム」を開催
- 同日に「ブリュッセル宣言」を出す
- 各国の状況をまとめた書籍も発行。「EUにおける手話法制」



5th ANNIVERSARY GALA DINNER

欧州の手話に関する法的な状況

- 国によって様々な状況がある。
- 各国それぞれの状況に合わせた法制化(とにかく最低でも手話の法的認知)の取組みが必要との共通認識がある。
- モデルの国がある。(北欧、ハンガリー)
- EUDは「ブリュッセル宣言」と国連「障害者権利条約」を使った運動の方法をマニュアル化し、ワークショップも開催している。
 - ロビー活動の方法、資金造成の方法、陳情書提出の方法など

EUにおける手話に関する ブリュッセル宣言(2010年11月19日)

- 署名

- Adam Kosa 欧州議会議員
- EUD 会長
- 30加盟ろう協会代表
- 欧州手話通訳者フォーラム(EFSLI) 会長
- WFD 会長
- WASLI 会長

- 内容

- ろう者・難聴者の欧州連合市民としての権利享受
- 各国の各手話と手話使用者のコミュニティの存在
- 手話の言語的平等性
- 手話使用者のあらゆる権利の行使
- 必要な法制化の促進
- 国連「障害者権利条約」及び欧州評議会「手話保護に関する意見書」

欧州の人工内耳に関する状況

- 話を聞く限り95%以上に拡大
- ポイント: 医者から親への情報の偏り。
- スウェーデンはインテグレーション現場での問題急増をきっかけに、医局内でろう協会の力を高めた。
- ハンガリーは親に「情報パック」を提供する義務を法制化した。
- 壁にぶつかっている国がほとんど: フィンランド



小林委員

大杉委員

Adam Kosa
EP議員

西滝委員

Mark Wheatly
EUD事務総長

アイスランドで手話の法制化 2011年5月27日



ハンガリーの概要

	日本	ハンガリー
国土面積	378,000km ²	93.030km ²
人口	1億2728万人	999万人
GDP	34千ドル(1人あたり)	19千ドル(1人あたり)
民族構成	日本人 98.5% アイヌ人0.002%(20万人)	ハンガリー人 95% ドイツ人 1%
手話を使うろう者	5万人(0.04%)	2万人(0.2%)
手話通訳者	2827名(通訳士合格者)	70名ほど

ハンガリーの概要

- SINOSZ ハンガリーろう難聴者協会が中心になって約20年間手話の法制化を求めて運動を続けてきた。EUDやWFDも協力してきた。
- Adam Kosa: 欧州議会議員、法律家
- Dr. Gergely Tapolczai: 国会議員、法律家
- Mr. Zsolt Nyiro: ICSD 卓球TD

ハンガリーの法律(時系列)

2009年	「ハンガリー手話およびハンガリー手話の使用に関する法律」の制定
2011年	憲法に「ハンガリー手話」が明記

ハンガリーの個別法の特徴

- ・ 手話通訳を保障(第4条)、手話通訳の時間数(基本:120時間)を定めることで財源も保障(第5条・第6条)。通訳関連事業の運営、守秘義務などを規定(第7条～第10条)。
- ・ ろうの子供が手話を獲得する、またバイリンガルで教育を受けることを選択権を保障、親にバイリンガル教育及び聴能教育【両方】の情報提供を義務付け(第11条～第14条)。
- ・ 手話通訳により、公共サービスへの平等なアクセスを保障(第15条～第18条)。
- ・ ろう者であるハンガリー議会議員およびヨーロッパ連邦議会議員に手話通訳を保障(第19条・第20条)。
- ・ その他主要な法律の改正(第21条～30条)
- ・ 特記事項(第31条)。「聴覚障害者」の表記を「デフ(ろう者)」にすることなど
- ・ ハンガリー手話と特別なコミュニケーションシステムに整理。触手話、手指ハンガリー語、指文字などは特別なコミュニケーションシステムに分類。

結論

- 欧州では手話を言語として位置づける法制化と障害者権利条約に示されている全ての権利(とくに手話が基本的権利の一つであること、言語権の享受)の反映が重要戦略とされている。
- 一方手話通訳を福祉サービスで位置づけて発展させている国もある。(フィンランドは両方)
- 聴覚障害が発見される新生児へ提供される情報の内容が偏っている事実があり、それに対応した戦略もいくつかの国で実施段階に入っている。
- ろう者組織によるロビー活動など戦略の有無、質的な内容、効果性が成功の鍵となる。